

前川 3 丁目町会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会の名称は、前川 3 丁目町会（以下「本会」という。）とする。

(区域)

第 2 条 本会の区域は、川口市前川 1 丁目 15 番から 22 番まで、前川 2 丁目 51 番の一部及び前川 3 丁目の全域とする。

(事務所の位置)

第 3 条 本会の事務所は、町会会館に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 4 条 本会は、第 2 条に定める区域に居住する住民の福祉向上及び良好な地域社会の維持、形成に資するための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域の生活環境の保全及び文化継承に関すること。
- (2) 会員の健康の増進に関すること。
- (3) 会員相互の親睦に関すること。
- (4) 町会会館の管理運営に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事業に関すること。

第 3 章 会員

(会員)

第 6 条 第 2 条に定める区域に居住する者は、当該者の意思により本会の会員になることができる。

(入会)

第 7 条 前条の会員になろうとする者は、別に定める加入申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の者から申し込みがあった場合には、正当な事由がない限り、本会への加入を拒んではならない。

(会費)

第 8 条 会員は、会費として別に定める額を納入するものとする。

(退会)

第 9 条 会員は、退会する場合には、あらかじめ会長に届け出るものとする。

2 前項の届出がない会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 第 2 条に定める区域内に居住していないと認められたとき。
- (2) 会費を 1 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

第 10 条 削除（抛出金品の不返還）

第 4 章 役員等

（役員の構成）

第 11 条 本会は、次の各号に掲げる役員を構成し、当該各号に定める人数を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計長 1 名とし、会計は若干名とする。
- (4) 監事 2 名
- (5) 総務長 1 名とし、総務は若干名とする。
- (6) 地区長 各地区 1 名
- (7) 副地区長 各地区若干名
- (8) 班長 若干名
- (9) 専門部長 各部 1 名
- (10) 専門部副部長 各部若干名

2 前項に定める役員のほか、顧問及び相談役を置くことができる。

（役員の選定等）

第 12 条 会長は、第 14 条第 1 項の役員の任期終結の前その他必要と認めるときは役員選考委員会（以下、この条において「委員会」という。）を招集する。

2 委員会の委員は、会長、副会長、会計長、総務長及び地区長とする。

3 前条第 1 項第 1 号の会長は、委員会において選出し、当該委員会の出席委員の過半数により決定する。

4 前条第 1 項第 2 号から第 8 号までの役員は、会長がこれを選定する。

5 本会は、前 2 項の選定した役員を次の定期総会において報告し、承認を得るものとする。

6 前条第 1 項第 4 号の監事は、他の役員の職を兼ねることができない。

7 前条第 2 項の顧問及び相談役を置く場合には、会長が当該者を委嘱する。

（役員の職務）

第 13 条 役員の職務は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める職務とする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。
- (3) 会計 会計に係る事務を処理し、会計長は、会計を統括する。
- (4) 監事 本会の業務及び会計を監査する。
- (5) 総務 庶務に係る事務を処理し、総務長は、総務を統括する。

- (6) 地区長 会長の指示を受け、その地区を統轄し、会務に係る事項を実施する。
- (7) 副地区長 地区長を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代行する。
- (8) 班長 地区長の指示を受け、その班を代表し、会務に係る事項を実施する。
- (9) 専門部長 会長の指示を受け、その部を統轄し、会務に係る事項を実施する。
- (10) 専門部副部長 部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (11) 顧問及び相談役 本会の運営に関し、会長から諮問を受け、当該諮問事項に対して答申する。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、就任後 2 年の定期総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した役員の補充として選任された役員は、その前任者の残任期間在任する。

(専門部)

第 14 条の 2 第 11 条第 1 項第 9 号の専門部長は、次の各号に掲げる部の長とし、その部の活動は当該各号に定める事項とする。

- (1) 文化広報部 広報活動及び文化教養に関すること。
- (2) 体育部 体育祭、スポーツ振興その他体育活動に関すること。
- (3) 防災部 地震、災害時対応訓練その他防災、減災に関すること。
- (4) 防犯部 地域の安全の確保その他防犯に関すること。
- (5) 女性部 女性活躍の推進その他女性参画に関すること。
- (6) 青少年育成部 青少年の健全育成に関すること。
- (7) 環境衛生部 3R 事業の推進その他環境衛生に関すること。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 15 条 本会の会議は、総会、三役会、執行部会、執行部部長会及び全体役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(会議の構成員)

第 16 条 会議の構成員は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 総会 会員
- (2) 三役会 会長、副会長、会計長、総務長
- (3) 執行部会 会長、副会長、会計、総務
- (4) 執行部部長会 会長、副会長、会計、総務、地区長、副地区長、専門部長
- (5) 全体役員会 会長、副会長、会計、総務、地区長、副地区長、班長、専門部長、専門部副部長

(会議の権能)

第 17 条 本会は、次の各号に掲げる事項については、総会において決議する。

- (1) 事業報告及び決算を認定すること。
- (2) 事業計画及び予算を定めること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他本会運営に係る重要事項に関すること。

2 本会は、次の各号に掲げる会議の区分に応じて、当該各号に定める事項を決議する。

- (1) 三役会 本会の事業運営に関する重要なこと。
- (2) 執行部会 本会の事業運営に関すること。
- (3) 執行部部長会 本会が実施する事業に関すること。
- (4) 全体役員会 本会が実施する事業の執行に関すること。

(会議の開催)

第 18 条 会議の開催は、次の各号に掲げる会議の区分において、当該各号に定めるとおり開催する。

- (1) 定期総会 1 の事業年度に 1 回
- (2) 臨時総会 会長が必要と認めたとき又は在職する役員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的を示して請求があったとき。
- (3) 三役会 会長が必要と認めたとき。
- (4) 執行部会及び執行部部長会 会長若しくは三役会が必要と認めたとき。
- (5) 全体役員会 会長が必要と認めたとき。

第 19 条 削除（臨時総会）

第 20 条 削除（役員会）

第 21 条 削除（三役会）

(会議の招集)

第 22 条 第 18 条の会議は、会長がこれを招集する。

2 第 18 条第 1 号の定期総会は、事業年度末日から 3 か月以内に招集するものとする。

3 第 18 条第 2 号後段の規定による請求があったときは、会長は、請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 会議の招集は、開会の日前、7 日までにこれを第 16 条に定める者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第 23 条 会長は、第 15 条第 1 項に定める会議の議長となる。

2 前項の議長は、必要に応じてあらかじめ会長が指名した順序により副会長が議長とすることができる。

(定足数)

第 24 条 会議は、在職する役員の半数以上が出席しなければ、当該会議を開くことができない。

(決議)

第 25 条 会議の決議は、この会則に特別の定めがある場合を除くほか、当該会議の出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、役員として決議に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第 26 条 会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項に関し、書面において表決することができる。

2 前項の役員は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。

3 前 2 項の表決は、事前に会長に提出するものとする。

(会議録)

第 27 条 会議には、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した役員の氏名

(3) 会議の経過及びその結果

第 28 条 削除 (部制)

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) 別表に掲げる資産

(6) その他の収入

(資産管理)

第 30 条 前条の資産は、会長が管理するものとし、その方法は三役会において定める。

2 前条第 5 号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会においてその出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の事業運営に係る経費は、第 29 条に定める資産から支弁する。

(弔慰金)

第 32 条 本会は、会員の弔慰時において、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める額を支出することができる。

(1) 会員が死亡した場合 5 千円

(2) 会員の家族が死亡した場合 3 千円

(3) 役員又は本会に特別の功労があった者が死亡した場合 三役会に諮り決定した額

(見舞金)

第 33 条 本会は、会員が本会活動の実施において負傷した場合には、1 万円を限度として見舞金を贈ることができる。

(表彰)

第 34 条 会長は、会員及びその家族が本会の活動において特に顕著な功績があると認めた場合には、表彰状又は感謝状及び記念品を贈ることができる。

第 35 条 削除（事業計画及び収支予算）

第 36 条 削除（事業報告及び収支決算）

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 会則の改廃及び本会の解散

(会則の改廃)

第 38 条 本会は、この会則を改正又は廃止する場合には、総会においてその出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(本会の解散)

第 39 条 本会が解散する場合には、総会においてその出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。なお、解散にあたり残余財産を処分する場合においても同様とする。

第 8 章 雑則

(文書の保管)

第 40 条 本会は、次の各号に掲げる文書を保管する。

- (1) 資産台帳
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 予算決算関係書
- (5) 会議録関係書
- (6) 許認可関係書
- (7) その他会長が必要と認める書類

(その他)

第 41 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(旧会則の廃止)

1 旧会則（昭和 38 年 9 月 1 日施行）は廃止する。

(施行期日)

2 この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 16 日から施行する。

別表（第 29 条関係）

1	土地	前川 3-24-33	面積	133.98 m ²
		前川 3-24-34	面積	14.96 m ²
		計		148.94 m ² (45.05 坪)
2	建物	延床面積	1 階	83.04 m ²
			2 階	78.50 m ²
		計		161.54 m ² (48.86 坪)